

木造住宅の除却工事補助制度の概要

1. 補助対象建築物

次のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 原則として昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て建築されたもの（建築確認の大阪府受付日が昭和 56 年 5 月 31 日のものも可）。
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断を行った結果、その数値が 0.7 未満であるもの。もしくは、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく耐震診断を行った結果、7 以下のもの。

注：補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の除却工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていないといけない。

2. 補助対象者

下記のいずれかに該当する個人で、かつ、直近の住民税の課税所得金額が 5,070,000 円未満の者で、補助対象建築物に関する固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

- (1) 補助対象建築物の所有者
- (2) 補助対象建築物の法定相続人
- (3) その他市長が認める者

3. 補助対象経費

除却工事に要する費用（建築物の解体、運搬、処分等に要する費用を含む）

4. 補助金の額等

次の(1)又は(2)のうち、いずれか少ない額（ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

- (1) 除却工事に要する費用の 2 分の 1
- (2) 200,000 円（長屋又は共同住宅にあつては、1 戸当たり 200,000 円として算出して得た額。ただし、1 棟当たり 400,000 円を限度とする。）

5. 注意事項

※補助金の交付には、一定の要件があり、また予算の範囲内においての交付となりますので予めご了承ください。

※補助金の交付決定前に除却工事の契約および着手をされた場合は補助できませんのでご注意ください。